

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第56号）が本日付けをもって公布され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号。以下「材料価格基準」という。）が改正されたところであるが、別表Ⅵ及びⅦに規定する特定保険医療材料料の算定については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、平成28年4月1日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成26年3月5日保医発0305第6号）は、平成28年3月31日限り廃止する。

記

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（平成28年3月4日保医発0304第10号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療機器のうち、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（平成28年2月10日医政発0210第4号、5号、保発0210第7号、8号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取扱いについては、以下によるものであること。

2 材料価格基準Ⅴに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯周組織再生材料とは、定義通知別表Ⅳに規定するものであり、歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布又は充填等によって口腔内の患部に適用される材料であって、歯周組織再生誘導手術が可能なるものであること。
- (2) インプラント体、暫間装着体、スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダー

(2) グラスアイオノマー系	
イ 単純なもの	10点
ロ 複雑なもの	26点
2 歯科充填用材料 II	
(1) 複合レジン系	
イ 単純なもの	4点
ロ 複雑なもの	11点
注 SR-イソシットインレーを用いてインレー修復の単純なものを行った場合の特定保険医療材料はロにより、インレー修復の複雑なものを行った場合の特定保険医療材料はイ及びロを合算し算定する。	
(2) グラスアイオノマー系	
イ 単純なもの	4点
ロ 複雑なもの	10点
3 歯科充填用材料 III	2点
M010 金属歯冠修復 (1個につき)	
1 14カラット金合金	
(1) インレー	
複雑なもの	626点
(2) 4分の3冠	782点
2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1) 大白歯	
イ インレー	
a 単純なもの	168点
b 複雑なもの	311点
ロ 5分の4冠	392点
ハ 全部金属冠	493点
(2) 小白歯・前歯	
イ インレー	
a 単純なもの	115点
b 複雑なもの	228点
ロ 4分の3冠	281点
ハ 5分の4冠	281点
ニ 全部金属冠	353点
3 鋳造用ニッケルクロム合金	
(1) 大白歯	
イ インレー	
a 単純なもの	4点
b 複雑なもの	4点
ロ 5分の4冠	8点
ハ 全部金属冠	10点
(2) 小白歯・前歯	
イ インレー	
a 単純なもの	4点
b 複雑なもの	4点
ロ 4分の3冠	6点

ハ	5分の4冠	6点
ニ	全部金属冠	8点
4	銀合金	
(1)	大白歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	17点
b	複雑なもの	30点
ロ	5分の4冠	38点
ハ	全部金属冠	47点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	11点
b	複雑なもの	22点
ロ	4分の3冠(乳歯を除く。)	27点
ハ	5分の4冠(乳歯を除く。)	27点
ニ	全部金属冠	35点
M011	レジン前装金属冠(1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	439点
2	鋳造用ニッケルクロム合金を用いた場合	17点
3	銀合金を用いた場合	76点
M014	ジャケット冠(1歯につき)	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	1歯につき	2点
M015	硬質レジンジャケット冠(1歯につき)	
1	歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
2	歯冠用光重合硬質レジン	196点
M015-2	CAD/CAM冠(1歯につき)	
	CAD/CAM冠用材料	382点
M016	乳歯冠(1歯につき)	
1	乳歯金属冠	30点
2	その他の場合	
	乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	1歯につき	2点
M017	ポンティック(1歯につき)	
1	鋳造ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ	大白歯	567点
ロ	小白歯	427点
(2)	銀合金又はニッケルクロム合金	
	大白歯・小白歯	39点
2	金属裏装ポンティック	
	[次の材料料(金属材料料とレジン材料料を含む。)により算定する。]	
(1)	14カラット金合金	587点
(2)	金銀パラジウム合金(金12%以上)	

イ 前歯	231点
ロ 小臼歯	290点
(3) 銀合金又はニッケルクロム合金 前歯・小臼歯	26点
3 レジン前装金属ボンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	341点
(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	50点
M018 有床義歯	
[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
1 局部義歯（1床につき）	
(1) 1歯から4歯まで	2点
(2) 5歯から8歯まで	3点
(3) 9歯から11歯まで	5点
(4) 12歯から14歯まで	7点
2 総義歯（1顎につき）	10点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	39点
M020 鑄造鉤（1個につき）	
1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	865点
ロ 犬歯・小臼歯	704点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	704点
ロ 犬歯・小臼歯	541点
ハ 前歯（切歯）	416点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	454点
ロ 犬歯・小臼歯	355点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	311点
ロ 犬歯・小臼歯	271点
ハ 前歯（切歯）	251点
3 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021 線鉤（1個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9点
2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	429点
(2) 二腕鉤（レストつき）	332点
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）	
1 鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	169点
(2) 犬歯・小臼歯	179点

(3) 大白歯	199点
2 鑄造鉤に鑄造用ニッケルクロム合金又は鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	46点
(2) 犬歯・小白歯	46点
(3) 大白歯	46点
M023 バー（1個につき）	
1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	727点
(2) 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	18点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	39点